



# 広島県報

号 外  
第 87 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目 次

告 示  
自動車税に係る徴収金の収納事務を委託するコンビニエンスストアを運営する企業の指定 ..... (税 務 室) ..... 一

公 告  
落札者等の公示 ..... (大学企画管理室) ..... 二  
公安委員会公告  
旧警備業検定合格者審査の実施 ..... 二  
警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 三  
警察本部公告  
落札者等の公示 ..... 五

## 告 示

広島県告示第五百四十六号  
広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)第五条の三の規定に基づき、広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)第四条第一号に規定する自動車税に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務を委託するコンビニエンスストアを運営する企業を次のとおり定めた。

平成十八年五月一日

名 称	所 在 地	委 託 内 容	委 託 期 間
株式会社イーエム・ビーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八番七号	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納	平成一八年五月一日から平成一九年三月三十一日まで
国分グローサーズチエーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一番一号	同	同
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三四号	同	同
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一番地	同	同
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中央区日本大通一七番地	同	同
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地	同	同
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	同	同
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九〇	同	同
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区若本町三丁目一〇番一号	同	同
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目二六番一〇号	同	同
株式会社ホットスパットワークス	茨城県土浦市小松二丁目一三番一号	同	同
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地一	同	同
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同	同
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町九番一号	同	同

広島県知事 藤 田 雄 山

# 告 白

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定によって公告する。

平成18年5月1日

県立広島大学長 赤 岡 功

## 県決第11号

- 1 調達件名  
県立広島大学コンピュータ支援型語学学習システム 一式（県一般18第1号）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 名称  
県立広島大学事務局学術情報課  
(2) 所在地  
広島市南区宇品東一丁目1番71号
- 3 落札者を決定した日  
平成18年2月21日（火）
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
西日本電信電話株式会社広島支店  
(2) 住所  
広島市中区基町6番77号
- 5 落札金額  
77,994,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成18年1月12日（木）

# 公安委員会公告

広島県公安委員会公告第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を次のとおり実施する。

平成18年5月1日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

## 1 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

回	種別及び級	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
第 1 回	空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級 交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成18年6月3日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター 2階	100人
第 2 回		平成18年6月17日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター 2階	100人

## 2 審査対象者

- (1) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者
  - (2) 上記1に掲げる警備業務の種別及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所がある者又は広島県内の営業所に属する警備員
- ### 3 審査の区分
- (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務の実施に関すること。
    - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手による護身術）。
- ### 4 審査申請手続等
- (1) 合格者審査希望届出書の提出期間

ア 第1回審査に係る届出  
平成18年5月15日(月)から平成18年5月19日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査に係る届出  
平成18年5月31日(水)から平成18年6月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 届出方法

ア 審査希望者本人が、上記1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。  
イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。  
ウ 抽選の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 審査申請書の提出先

審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。  
なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。

ア 広島県内に住所があり、又は広島県内の営業所に属する者  
当該住所が又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課  
イ 広島県公安委員会発行の旧台格証を有する者で、広島県内に住所がなく、かつ、広島県内の営業所に属しないもの  
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 審査申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等(共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧台格証を有する者	審査申請書1通 写真1葉	
広島県公安委員会以外が発行した旧台格証を有する者で、広島県内に住所があり、かつ、営業所があるもの	(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面向上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの旧台格証の写し)	住所を疎明する書面又は営業所に属することを疎明する書面(いずれか一つ)
広島県公安委員会以外が発行した旧台格証を有する者で、住所が又は営業所が広島県内にあるもの		住所が広島県内にある者、住所を疎明する書面、営業所が広島県内にある者、営業所に属することを疎明する書面

6 審査手数料  
4,700円

この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちよう付せず消印もしないこと。  
なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

(1) 服装  
私服(作業衣、運動が出来る服装等)

(2) 持参物  
旧台格証、筆記具、印鑑

8 問い合わせ先

(1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課  
電話(082)228-0110 内線3214、3215

(2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

9 その他

試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けません。

広島県公安委員会公告第40号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する、警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者に対する警備員指導教育責任者講習(警備業法第2条第1項第2号及び第4号に規定する警備業務に係る講習に限る。)を次のとおり実施する。  
平成18年5月1日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

1 実施期日及び場所

(1) 実施期日

区 分	実 施 期 日	そ の 他
警備業法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号業務」という。)に係る講習	平成18年6月1日(木)及び平成18年6月2日(金)の午前8時30分から午後5時30分まで	講習最終日には修了検査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
警備業法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)に係る講習	平成18年6月21日(水)から平成18年6月23日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで	

(2) 実施場所  
 広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階  
 社団法人広島県警備業協会 研修室

2 受講定員

- (1) 4号業務に係る講習  
30人
- (2) 2号業務に係る講習  
50人

3 受講対象者等

旧資格者証を有する者で、申込み時に2号業務又は4号業務を実施している営業所において、当該業務に係る警備員指導教育責任者に選任されているもの

4 受講申込手続等

- (1) 受講希望届出書の提出期間
  - ア 4号業務に係る講習  
平成18年5月15日(月)から平成18年5月17日(水)までの午前8時30分から午後5時まで
  - イ 2号業務に係る講習  
平成18年6月7日(水)から平成18年6月9日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届出方法
  - ア 受講希望者本人が、上記1)の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。
  - イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。
  - ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (3) 受講申込書の提出先  
 広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階

広島県警察本部生活安全部生活環境課  
 電話 (082) 228 - 0110 内線3214

(4) 受講申込書の配付場所等

上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したものに、旧資格者証の写し及び選任証明書(申込み時に2号業務又は4号業務を実施している営業所において、当該警備業務に係る警備員指導教育責任者に選任されていることを疎明する資料)1通を添付して上記4の③の場所に提出すること。

6 受講手数料及び納付方法

- (1) 受講手数料
  - ア 4号業務に係る講習  
10,000円
  - イ 2号業務に係る講習  
14,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習の手数料に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付せず消印もしないこと。  
 なお、納付された受講手数料は返還しない。

7 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集(法令集は、講習会場において購入可能)

8 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

9 講習に関する問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部生活安全部生活環境課
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## 警察本部公告

第 87 号

### 広島県警察本部公告第43号

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により公示する。

平成18年5月1日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

- 1 借入物品名及び数量  
プロگرامム・プロダクト（ホストコンピュータ用ソフトウェア） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
広島県警察本部総務部情報管理課  
(2) 所在地  
広島市中区基町9番42号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名  
NECリーヌ株式会社中国支店  
(2) 住所  
広島市中区紙屋町二丁目2番12号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税込み月額使用料）  
14,973,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(外) 報 告 号

平成18年5月1日 (日曜日)